

家畜衛生だより 平成29年11月

紀北家畜保健衛生所	tel 073-462-0500
紀南家畜保健衛生所	tel 0739-47-0974
紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所	tel 0735-58-1481

【口蹄疫防疫対策の徹底について】

平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫は、九州を中心に国内の畜産業に甚大な経済的損失を与えました。以降国内での発生は認められていませんが、周辺諸国では継続的かつ散発的に口蹄疫が発生しています。最近では平成29年9月に中国で、10月にはロシアで発生が認められ、いつ国内に口蹄疫ウイルスが侵入してもおかしくない状況です。

再び我が国に口蹄疫を蔓延させないために、行政による水際防止はもちろんのこと、農家の皆様にも適切な防疫対策を行って頂くことが重要となりますので、今一度衛生管理についてご確認ください。

【口蹄疫の特徴】

口蹄疫は牛、豚、山羊、羊等いわゆる偶蹄類が罹る病気で、発熱し口の中や蹄等に水疱が出来、餌が食べられず急激に痩せ、生産性が著しく損なわれる等の症状があります。また、成獣での致死率は高くはないものの、感染率・発病率が極めて高く、感染が拡大すると甚大な経済的損失を招くおそれがあるため、患畜および疫学関連のある家畜は殺処分し、埋却することとなります。更に、発生農家から半径10km以内を移動制限区域、20km以内を搬出制限区域と定め、家畜のみならず飼料などの関連物資についても搬出・搬入が制限されるため、発生農場のみならず周囲の畜産農家にも多大な経営被害を与えてしまいます。

【口蹄疫の特定症状】

以下の①～③のいずれか一つ以上の症状を呈していることを確認した場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に**通報**してください。

- ① 「39.0℃以上の発熱」があり、「泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止のいずれか」を呈し、更に「口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は癒痕（外傷に起因するものを除く）」があること
- ② 同一畜房内で複数の家畜の口腔内等に水疱等があること
- ③ 同一畜房内で、半数以上の哺乳畜が当日及びその前日の2日間で死亡する（口蹄疫以外の原因が明らかな場合は除く：設備故障や災害等）

(特定症状一例)



泡沫性流涎 (牛)



口腔内水疱 (牛)



舌びらん (牛)



乳頭水疱 (牛)



鼻鏡部潰瘍 (豚)



蹄冠部びらん (豚)

【飼養衛生管理基準の遵守について】

口蹄疫をはじめ各種疾病から経営を守るため、以下の項目に注意し飼養衛生管理基準の遵守を心がけてください。

<飼養衛生管理基準遵守項目>

- ・家畜防疫に関する**最新情報の把握**
→家畜保健衛生所や農水省の情報等により国内外の伝染病発生状況を把握
- ・**衛生管理区域の設定**
→病原体侵入防止のため畜舎やその周辺施設を管理区域に設定
- ・衛生管理区域への**病原体持ち込み防止**
→部外者の立ち入り禁止、車両の消毒、専用服、靴の設置
- ・**野生動物**による病原体の**侵入防止**
→給餌、給水場への野生動物の排泄物混入防止、ネット等の設置による侵入防止
- ・衛生管理区域の**衛生状態の確保**
→舎内、器具の定期的な清掃・消毒、密飼いの防止等
- ・家畜の**健康管理**の実施
→毎日の健康観察、特定症状が確認された場合の早期通報、出荷停止等
- ・**埋却等の準備**
→土地の確保 (成牛1頭当たり5㎡)
- ・感染ルート**の早期特定のための記録の作成と保存**
→入退場者の名簿作成等
- ・**大規模所有者に関する追加措置**
→獣医師等による健康管理指導、通報ルールの作成等